

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)

◇告 示 保険薬剤師の登録 (保険課)

保安林の指定の解除予定 (森林保全課)

建設業法に基づく経営事項審査の申請手続等 (管理課)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

◇教 委 告 示 臨時教育委員会の招集 (総務課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正 (別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対 象 収 入 額		金 額 (一 人 月 額)	
	改 正 後	現 行	大居室を使用する場所	小居室を使用する場所
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	五九、四五〇円	五九、九四〇円	五八、四五〇円
二階層	一、五〇〇、〇〇〇円以上 一、六〇〇、〇〇〇円以下	六一、四五〇円	六一、九四〇円	六一、九四〇円
三階層	一、六〇〇、〇〇〇円以上 一、七〇〇、〇〇〇円以下	六五、四五〇円	六五、九四〇円	六四、四五〇円
四階層	一、七〇〇、〇〇〇円以上 一、八〇〇、〇〇〇円以下	六八、四五〇円	六八、九四〇円	六七、四五〇円
五階層	一、八〇〇、〇〇〇円以上 一、九〇〇、〇〇〇円以下	七一、四五〇円	七一、九四〇円	七〇、四五〇円
六階層	一、九〇〇、〇〇〇円以上 二、〇〇〇、〇〇〇円以下	七四、四五〇円	七四、九四〇円	七三、四五〇円
七階層	二、〇〇〇、〇〇〇円以上 二、一〇〇、〇〇〇円以下	七九、四五〇円	七九、九四〇円	七八、四五〇円
八階層	二、一〇〇、〇〇〇円以上 二、二〇〇、〇〇〇円以下	八四、四五〇円	八四、九四〇円	八三、四五〇円
九階層	二、二〇〇、〇〇〇円以上 二、三〇〇、〇〇〇円以下	八九、四五〇円	八九、九四〇円	八八、四五〇円
十階層	二、三〇〇、〇〇〇円以上 二、四〇〇、〇〇〇円以下	九四、四五〇円	九四、九四〇円	九三、四五〇円

十一階層	二、四〇〇、〇一円以上 二、五〇〇、〇〇円以下	九九、四五〇円	九九、九四〇円	九八、四五〇円	九八、九四〇円
十二階層	二、五〇〇、〇一円以上 二、六〇〇、〇〇円以下	一〇六、四五〇円	一〇六、九四〇円	一〇五、四五〇円	一〇五、九四〇円
十三階層	二、六〇〇、〇一円以上 二、七〇〇、〇〇円以下	一一三、四五〇円	一一三、九四〇円	一一二、四五〇円	一一二、九四〇円
十四階層	二、七〇〇、〇一円以上 二、八〇〇、〇〇円以下	一二〇、四五〇円	一二〇、九四〇円	一一九、四五〇円	一一九、九四〇円
十五階層	二、八〇〇、〇一円以上 二、九〇〇、〇〇円以下	一二七、四五〇円	一二七、九四〇円	一二六、四五〇円	一二六、九四〇円
十六階層	二、九〇〇、〇一円以上 三、〇〇〇、〇〇円以下	一三四、四五〇円	一三四、九四〇円	一三三、四五〇円	一三三、九四〇円
十七階層	三、〇〇〇、〇一円以上 三、九八〇、一六〇円以下 (現行 三、九二七、二二〇円以下)	一五三、八五〇円	一五五、八四〇円	一五二、八五〇円	一五四、八四〇円
十八階層	三、九八〇、一六一円以上 (現行 三、九二七、二二〇円以上)	一五四、八二〇円	一五七、〇八〇円	一五三、八二〇円	一五六、〇八〇円

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正(附則別表関係)
 経済的事情による区分のうちD階層の該当することとなる対象収入額の範囲を三、九八〇、一六一円以上(現行 三、九二七、二二〇円以上)とするとともに、使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	大居室を使用する場合		小居室を使用する場合	
	現行	改正後	現行	改正後
A階層	五九、四五〇円	五九、九四〇円	五八、四五〇円	五八、九四〇円
B階層	六四、四五〇円	六四、九四〇円	六三、四五〇円	六三、九四〇円
C一階層	六九、四五〇円	六九、九四〇円	六八、四五〇円	六八、九四〇円
C二階層	七四、四五〇円	七四、九四〇円	七三、四五〇円	七三、九四〇円
C三階層	七九、四五〇円	七九、九四〇円	七八、四五〇円	七八、九四〇円
C四階層	八四、四五〇円	八四、九四〇円	八三、四五〇円	八三、九四〇円
C五階層	八九、四五〇円	八九、九四〇円	八八、四五〇円	八八、九四〇円
C六階層	九四、四五〇円	九四、九四〇円	九三、四五〇円	九三、九四〇円
C七階層	九九、四五〇円	九九、九四〇円	九八、四五〇円	九八、九四〇円
C八階層	一〇四、四五〇円	一〇四、九四〇円	一〇三、四五〇円	一〇三、九四〇円
C九階層	一〇九、四五〇円	一〇九、九四〇円	一〇八、四五〇円	一〇八、九四〇円
C十階層	一五三、八五〇円	一五五、八四〇円	一五二、八五〇円	一五四、八四〇円
D階層	一五四、八二〇円	一五七、〇八〇円	一五三、八二〇円	一五六、〇八〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正
 1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正(別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びに使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額	金額（一人月額）	
		大居室を使用する場所	小居室を使用する場所
一階層	一、五〇〇、〇〇〇円以下	現行 五九、四五〇円	改正後 五八、九四〇円
二階層	一、五〇〇、〇〇〇円以上 一、六〇〇、〇〇〇円以下	現行 六二、四五〇円	改正後 六一、九四〇円
三階層	一、六〇〇、〇〇〇円以上 一、七〇〇、〇〇〇円以下	現行 六五、四五〇円	改正後 六四、九四〇円
四階層	一、七〇〇、〇〇〇円以上 一、八〇〇、〇〇〇円以下	現行 六八、四五〇円	改正後 六七、九四〇円
五階層	一、八〇〇、〇〇〇円以上 一、九〇〇、〇〇〇円以下	現行 七二、四五〇円	改正後 七〇、九四〇円
六階層	一、九〇〇、〇〇〇円以上 二、〇〇〇、〇〇〇円以下	現行 七四、四五〇円	改正後 七三、九四〇円
七階層	二、〇〇〇、〇〇〇円以上 二、一〇〇、〇〇〇円以下	現行 七九、四五〇円	改正後 七八、九四〇円
八階層	二、一〇〇、〇〇〇円以上 二、二〇〇、〇〇〇円以下	現行 八四、四五〇円	改正後 八三、九四〇円
九階層	二、二〇〇、〇〇〇円以上 二、三〇〇、〇〇〇円以下	現行 八九、四五〇円	改正後 八八、九四〇円
十階層	二、三〇〇、〇〇〇円以上 二、四〇〇、〇〇〇円以下	現行 九四、四五〇円	改正後 九三、九四〇円

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正（附則別表関係）
 経済的事情による区分のうちD階層の該当することとなる対象収入額の範囲を三、九八〇、一六一円以上（現行 三、九二七、一一二円以上）とするとともに、使用料の額を次のとおり改めることとした。

十二階層	二、四〇〇、〇〇〇円以上 二、五〇〇、〇〇〇円以下	九九、四五〇円	九九、九四〇円	九八、四五〇円	九八、九四〇円
十三階層	二、五〇〇、〇〇〇円以上 二、六〇〇、〇〇〇円以下	一〇六、四五〇円	一〇六、九四〇円	一〇五、四五〇円	一〇五、九四〇円
十四階層	二、六〇〇、〇〇〇円以上 二、七〇〇、〇〇〇円以下	一一三、四五〇円	一一三、九四〇円	一一二、四五〇円	一一二、九四〇円
十五階層	二、七〇〇、〇〇〇円以上 二、八〇〇、〇〇〇円以下	一二〇、四五〇円	一二〇、九四〇円	一一九、四五〇円	一一九、九四〇円
十六階層	二、八〇〇、〇〇〇円以上 二、九〇〇、〇〇〇円以下	一二七、四五〇円	一二七、九四〇円	一二六、四五〇円	一二六、九四〇円
十七階層	二、九〇〇、〇〇〇円以上 三、〇〇〇、〇〇〇円以下	一三四、四五〇円	一三四、九四〇円	一三三、四五〇円	一三三、九四〇円
十八階層	三、〇〇〇、〇〇〇円以上 三、一〇〇、〇〇〇円以下 （現行 三、九二七、一一二円以上）	一五三、八五〇円	一五五、八四〇円	一五三、八五〇円	一五五、七八〇円

〇円」に、「二五三、八五〇円」を「二五五、八四〇円」に、「二五二、八五〇円」を「二五四、八四〇円」に、「三、九二七、一二二円」を「三、九八〇、一六一円」に、「一五四、八二〇円」を「一五七、〇八〇円」に、「一五三、八二〇円」を「一五六、〇八〇円」に改める。

別表中「五九、四五〇円」を「五九、九四〇円」に、「五八、四五〇円」を「五八、九四〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、九四〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、九四〇円」に、「六五、四五〇円」を「六五、九四〇円」に、「六四、四五〇円」を「六四、九四〇円」に、「六八、四五〇円」を「六八、九四〇円」に、「六七、四五〇円」を「六七、九四〇円」に、「七一、四五〇円」を「七一、九四〇円」に、「七〇、四五〇円」を「七〇、九四〇円」に、「七四、四五〇円」を「七四、九四〇円」に、「七三、四五〇円」を「七三、九四〇円」に、「七九、四五〇円」を「七九、九四〇円」に、「七八、四五〇円」を「七八、九四〇円」に、「八四、四五〇円」を「八四、九四〇円」に、「八三、四五〇円」を「八三、九四〇円」に、「八九、四五〇円」を「八九、九四〇円」に、「九三、四五〇円」を「九三、九四〇円」に、「九四、四五〇円」を「九四、九四〇円」に、「九八、四五〇円」を「九八、九四〇円」に、「一〇六、四五〇円」を「一〇六、九四〇円」に、「一〇五、四五〇円」を「一〇五、九四〇円」に、「一一三、四五〇円」を「一一三、九四〇円」に、「一一二、四五〇円」を「一一二、九四〇円」に、「一一〇、四五〇円」を「一一〇、九四〇円」に、「一一九、四五〇円」を「一一九、九四〇円」に、「一二七、四五〇円」を「一二七、九四〇円」に、「二二六、四五〇円」を「二二六、九四〇円」に、「二三四、四五〇円」を「二三四、九四〇円」に、「二三三、四五〇円」を「二三三、九四〇円」に、「三、九二七、一二〇円」を「三、九八〇、一六〇円」に、「一五三、八五〇円」を「一五五、八四〇円」に、「一五二、八五〇円」を「一五四、八四〇円」に、「三、九二七、一二二円」を「三、九八〇、一六一円」に、「一五四、八二〇円」を「一五七、〇八〇円」に、「一五三、八二〇円」を「一五六、〇八〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表中「五九、四五〇円」を「五九、九四〇円」に、「五八、四五〇円」を「五八、九四〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、九四〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、九四〇円」に、「六五、四五〇円」を「六五、九四〇円」に、「六四、四五〇円」を「六四、九四〇円」に、「六八、四五〇円」を「六八、九四〇円」に、「六七、四五〇円」を「六七、九四〇円」に、「七一、四五〇円」を「七一、九四〇円」に、「七〇、四五〇円」を「七〇、九四〇円」に、「七四、四五〇円」を「七四、九四〇円」に、「七三、四五〇円」を「七三、九四〇円」に、「七九、四五〇円」を「七九、九四〇円」に、「七八、四五〇円」を「七八、九四〇円」に、「八四、四五〇円」を「八四、九四〇円」に、「八三、四五〇円」を「八三、九四〇円」に、「八九、四五〇円」を「八九、九四〇円」に、「九三、四五〇円」を「九三、九四〇円」に、「九四、四五〇円」を「九四、九四〇円」に、「九八、四五〇円」を「九八、九四〇円」に、「一〇六、四五〇円」を「一〇六、九四〇円」に、「一〇五、四五〇円」を「一〇五、九四〇円」に、「一一三、四五〇円」を「一一三、九四〇円」に、「一一二、四五〇円」を「一一二、九四〇円」に改める。

別表中「五九、四五〇円」を「五九、九四〇円」に、「五八、四五〇円」を「五八、九四〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、九四〇円」に、「六一、四五〇円」を「六一、九四〇円」に、「六五、四五〇円」を「六五、九四〇円」に、「六四、四五〇円」を「六四、九四〇円」に、「六八、四五〇円」を「六八、九四〇円」に、「六七、四五〇円」を「六七、九四〇円」に、「七一、四五〇円」を「七一、九四〇円」に、「七〇、四五〇円」を「七〇、九四〇円」に、「七四、四五〇円」を「七四、九四〇円」に、「七三、四五〇円」を「七三、九四〇円」に、「七九、四五〇円」を「七九、九四〇円」に、「七八、四五〇円」を「七八、九四〇円」に、「八四、四五〇円」を「八四、九四〇円」に、「八三、四五〇円」を「八三、九四〇円」に、「八九、四五〇円」を「八九、九四〇円」に改める。

九四〇円」に、「八八、四五〇円」を「八八、九四〇円」に、「九四、四五〇円」を「九四、九四〇円」に、「九三、四五〇円」を「九三、九四〇円」に、「九九、四五〇円」を「九九、九四〇円」に、「九八、四五〇円」を「九八、九四〇円」に、「一〇六、四五〇円」を「一〇六、九四〇円」に、「一〇五、四五〇円」を「一〇五、九四〇円」に、「一一三、四五〇円」を「一一三、九四〇円」に、「一二二、四五〇円」を「一二二、九四〇円」に、「一二〇、四五〇円」を「一二〇、九四〇円」に、「一一九、四五〇円」を「一一九、九四〇円」に、「一二七、四五〇円」を「一二七、九四〇円」に、「一二六、四五〇円」を「一二六、九四〇円」に、「一二四、四五〇円」を「一二四、九四〇円」に、「一二三、四五〇円」を「一二三、九四〇円」に、「三、九二七、一一〇円」を「三、九八〇、一六〇円」に、「一五三、八五〇円」を「一五五、八四〇円」に、「一五二、八五〇円」を「一五四、八四〇円」に、「三、九二七、一一二円」を「三、九八〇、一六一円」に、「一五四、五二〇円」を「一五六、七八〇円」に、「一五三、五二〇円」を「一五五、七八〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険業
 剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関
 の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)
 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹下 佐保	鳥薬第九六一号	平成七年十二月十二日

鳥取県告示第八百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和
 二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
 西伯郡会見町鶴田字小原山ノ一 一三三二の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
 道路用地とするため
- 二一 解除予定に係る保安林の所在場所
 西伯郡会見町鶴田字小原山ノ一 一三三二の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

ダム用地とするため

三 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡会見町鶴田字小原山ノ一 一三三二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

公共施設地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第八百一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条第二項の規定に基づき、平成八年一月一日から行う建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十七条の二十三の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請時期及び方法等について、次のとおり定めたとの告示する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 申請の手続

(1) 申請時期

通年（ただし、(2)により知事が指定する日時）とする。

(2) 申請方法

ア 経営事項審査を受けようとする者は、あらかじめ経営事項審査を申請する旨並びに許可番号、決算期、商号又は名称、住所及び電話番号を明記した往復はがきを、審査の対象となる営業年度の終了の日（審査基準日）から三か月が経過する日までに四の問い合わせ先に送付し、申請の予約をすること。

イ アの予約があった者に対し、申請の日時及び場所を指定した通知をするので、指定の日時及び場所に(3)の申請書類を持参すること。

(3) 申請書類

ア 経営事項審査申請書（規則別記様式第二十五号の六によるもの）

イ 工事経歴書（規則別記様式第二号によるもの）

ウ その他鳥取県土木部管理課発行の「経営事項審査申請の手引き」において提出を求める書類

二 経営事項審査手数料

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年規則第一号）別表第八十七号の三に定める額とする。

三 経営事項審査結果の通知

経営事項審査結果通知書は、申請者あて郵送する。

四 この告示に関する問い合わせ先

鳥取県土木部管理課建設係（鳥取市東町一丁目二二〇 電話〇八五七―二六―七三四七）

鳥取県告示第八百二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年五月二十五日 鳥取県指令受都計三一―二第二十七号

二 工区（第一工区）に含まれる地域の名称

鳥取市伏野字中山及び字南谷並びに三津字狭間谷ノ壹、字坂ノ谷、字西傍

示ノ壹及び字乗越ノ式並びに美萩野三丁目
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市安長六三五―一
株式会社 徳田商店
代表取締役 徳田 忠志

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成七年十二月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 大

石

徹

一 日時 平成七年十二月二十五日(月)午後三時五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

- 1 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
- 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】